

東海第二発電所 工事計画認可申請書の修正を考慮すべき箇所の抽出結果

No	分野	図書名	当該ページ	章番号	修正要領	変更理由
						【凡例】 A: 文意が異なる。意味が異なる。 B: 修正したほうがよい。修正なしでも意味は理解可能。適正化 C: 誤字, 脱字の程度の間違い
1	耐震	V-2-10-1-4-1-1_常設代替高压電源装置内燃機関(No.1~No.5)の耐震性についての計算書	P5	2	機能維持評価⇒応力評価	A
2	耐震	V-2-10-1-4-1-2_常設代替高压電源装置内燃機関(No.6)の耐震性についての計算書	P5	2	機能維持評価⇒応力評価	A
3	耐震	V-2-10-1-6-4_125V系蓄電池HPCS系の耐震性についての計算書	P2	2	概略構造図内, 概略寸法のうち横の記載について修正(要目表記載の数字と整合させた)	C
4	耐震	V-2-10-1-6-5_中性子モータ用蓄電池の耐震性についての計算書	P2	2	概略構造図内, 概略寸法のうち横の記載について修正(要目表記載の数字と整合させた)	C

2.2 評価方針

間接支持構造物である常設代替高圧電源装置車両（No. 1～No. 5）の応力評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した支持機能維持の方針及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す車両の部位を踏まえ、「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に発生する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 車両の加振試験」で得られた最大応答加速度を用いて設計用加速度を設定し、「5. 車両の評価」の「5.1 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

また、常設代替高圧電源装置車両（No. 1～No. 5）の機能維持評価は、間接支持構造物として十分な支持機能を有していることを、「4. 車両の加振試験」で得られた加振台の最大加速度を機能確認済加速度として設定し、「5. 車両の評価」の「5.2 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。確認結果を「7. 評価結果」に示す。

常設代替高圧電源装置車両（No. 1～No. 5）の耐震評価フローを図 2-7 に示す。

常設代替高圧電源装置内燃機関（No. 1～No. 5）の応力評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す内燃機関の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に発生する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 車両の加振試験」で得られた最大応答加速度を用い、「6. 内燃機関の評価」の「6.1 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

また、常設代替高圧電源装置内燃機関（No. 1～No. 5）の機能維持評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した動的機能維持の方針に基づき、設置場所の最大応答加速度が機能確認済加速度（加振試験における加振台の最大加速度）以下であることを、「6. 内燃機関の評価」の「6.2 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。確認結果を「7. 評価結果」に示す。

常設代替高圧電源装置内燃機関（No. 1～No. 5）の耐震評価フローを図 2-8 に示す。

2.2 評価方針

間接支持構造物である常設代替高圧電源装置車両 (No. 6) の応力評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した支持機能維持の方針及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す車両の部位を踏まえ、「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に発生する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 車両の加振試験」で得られた最大応答加速度を用いて設計用加速度を設定し、「5. 車両の評価」の「5.1 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

また、常設代替高圧電源装置車両 (No. 6) の機能維持評価は、間接支持構造物として十分な支持機能を有していることを、「4. 車両の加振試験」で得られた加振台の最大加速度を機能確認済加速度として設定し、「5. 車両の評価」の「5.2 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。確認結果を「7. 評価結果」に示す。

常設代替高圧電源装置車両 (No. 6) の耐震評価フローを図 2-7 に示す。

常設代替高圧電源装置内燃機関 (No. 6) の応力評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「2.1 構造の説明」にて示す内燃機関の部位を踏まえ「3. 耐震評価箇所」にて設定する箇所に発生する応力等が許容限界内に収まることを、「4. 車両の加振試験」で得られた最大応答加速度を用い、「6. 内燃機関の評価」の「6.1 応力評価」にて示す方法にて確認することで実施する。

また、常設代替高圧電源装置内燃機関 (No. 6) の機能維持評価は、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」にて設定した動的機能維持の方針に基づき、設置場所の最大応答加速度が機能確認済加速度 (加振試験における加振台の最大加速度) 以下であることを、「6. 内燃機関の評価」の「6.2 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。確認結果を「7. 評価結果」に示す。

常設代替高圧電源装置内燃機関 (No. 6) の耐震評価フローを図 2-8 に示す。

表 2-1 構造計画

計画の概要		概略構造図												
基礎・支持構造	主体構造													
125V 系蓄電池 HPCS 系は、取付ボルトにてチャンネルベースに固定する。チャンネルベースは基礎ボルトにて基礎に固定する。	直立形 (鋼製架台に固定された制御弁式据置鉛蓄電池)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>正面</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>側面</p> </div> </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>8 個並び 2 段 2 列</td> <td>6, 7 個並び 2 段 2 列</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>約 750 mm</td> <td>約 750 mm</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>約 1590 mm</td> <td>約 1420 mm</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>約 1220 mm</td> <td>約 1220 mm</td> </tr> </table>		8 個並び 2 段 2 列	6, 7 個並び 2 段 2 列	たて	約 750 mm	約 750 mm	横	約 1590 mm	約 1420 mm	高さ	約 1220 mm	約 1220 mm
	8 個並び 2 段 2 列	6, 7 個並び 2 段 2 列												
たて	約 750 mm	約 750 mm												
横	約 1590 mm	約 1420 mm												
高さ	約 1220 mm	約 1220 mm												

表 2-1 構造計画

計画の概要		概略構造図
基礎・支持構造	主体構造	
中性子モニタ用蓄電池は、取付ボルトにてチャンネルベースに固定する。チャンネルベースは基礎ボルトにて基礎に固定する。	直立形 (鋼製架台に固定された制御弁式据置鉛蓄電池)	<p>正面 約 1490 mm 約 540 mm チャンネルベース 取付ボルト 基礎 基礎ボルト (ケミカルアンカ)</p> <p>側面 約 610 mm</p>